

阪南市地域まちづくり協議会条例施行規則（たたき台）

（目的）

第 1 条 この規則は、阪南市地域まちづくり協議会条例（令和〇年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（認定の申請手続）

第 2 条 条例第〇条第〇項の規定による市長の認定を受けようとする団体は、地域まちづくり協議会認定申請書（様式第〇号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 規約
- （2） 役員名簿
- （3） 構成組織名簿
- （4） 条例第〇条第〇項に規定する地域計画
- （5） 活動の区域を示すもの
- （6） その他市長が必要と認める書類

（認定の決定及び通知）

第 3 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を地域まちづくり協議会認定可否決定通知書（様式第〇号）により、当該申請書を提出した団体の代表者に通知する。

（公表）

第 4 条 市長は、前条の規定により地域まちづくり協議会の設立を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） 地域まちづくり協議会の名称
- （2） 事務所の所在地

(3) 活動の区域

(4) 認定年月日

(認定の変更)

第5条 地域まちづくり協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域まちづくり協議会認定事項変更届（様式第〇号）に、変更内容を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 代表者又はその他役員を変更したとき

(2) 構成組織名簿を変更したとき

(3) 規約を変更したとき

(4) 地域計画を変更したとき。

(5) 活動の区域を変更したとき。

(6) その他市長が必要と認める事由

(地域まちづくり協議会の解散)

第6条 地域まちづくり協議会を解散したときは、地域まちづくり協議会解散届（様式第〇号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、地域まちづくり協議会が次のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 条例第〇条第〇項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるとき。

(2) 条例第〇条各号に掲げる活動を行ったと認めるとき。

(3) 解散したと認めるとき。

(4) その他市長が地域まちづくり協議会として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、地域まちづくり協議会認定取消通知書（様式第〇号）により、当

該地域まちづくり協議会の代表者に通知するものとする。

（活動の報告等）

第8条 地域まちづくり協議会は、毎年度、地域まちづくり協議会活動実績報告書（様式第○号）に、その次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績報告書
- （2） 収支決算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された書類又はその写しを個人情報配慮し阪南市ウェブサイトその他適当な方法により公表するものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和○年○月○日から施行する。